

平成23年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成23年3月8日）

---

（午前 9時58分 開会）

開会・会議宣告

- 議長（梶敏君） おはようございます。  
ただいまから、平成23年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は10名でありますので、定足数を満たしております。

会議録署名議員の指名

- 議長（梶敏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則により、会議録署名議員に5番谷秀紀さん、10番有恵洋子さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（梶敏君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
この定例会を、本日から3月22日までの15日間とすることに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

- 議長（梶敏君） 日程第3 諸般報告であります。  
事務局長に報告させます。  
渡部議会事務局長。
- 議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。  
この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案20件、委員会提出議案3件、定期監査及び財政援助団体等監査報告1件、委員長報告1件が提出されることになっております。  
次に、議長の報告でございますが、平成23年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（梶敏君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 市 政 報 告

○議長（梶敏君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について、報告を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

おはようございます。

平成23年2月17日開催、第1回臨時市議会以降の市政報告1件を申し上げます。

子宮頸がん予防ワクチンの接種についてでございます。

さきの第1回臨時会において採択いただきました、子宮がん等ワクチン接種緊急促進事業による子宮頸がん予防ワクチンの接種については、全国的に供給されるワクチンが当初の想定需要量を大幅に上回る結果となり、3月4日付でワクチンの供給調整を行う旨、メーカーより道の保健安全局を通じ連絡が入っております。

これを受け、委託先である歌志内市立病院とワクチン販売担当者間で、ワクチンの納入について再三にわたり交渉を行いましたが、初回接種を既に終了の方への供給を最優先と考えることから、初回接種をこれから受ける方への供給は当面調整するとの回答で、3月中のワクチン入手は困難となり、年度内のワクチン接種も事実上不可能となりました。

現時点での北海道からの情報によりますと、市内接種者に対するワクチンの供給については7月ごろとのことで、入手次第ワクチン接種を実施してまいります。

なお、このたびワクチンの不足によって接種を受けられない22年度高校1年相当の方に対する接種料金については、4月以降も引き続き無料で実施できるよう対処してまいります。

以上、報告といたします。

○議長（梶敏君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎数彦さん。

○3番（山崎数彦君） ちょっと確認も含めて、もう一度お聞きをしたいのですが、歌志内の場合、3月から実施をしようと言っていたのですが、結果的にワクチンの不足で3月中は初回分も含めて一人もしていないのか、それをちょっと確認をします。

それと、今度、高校2年生になる方も、23年度中に結果的に実施をするということになるのですが、これについての国の助成についてもこの適用範囲に該当するののかということが二つ目と、それと結果的には接種する方の保護者とか、対象者の、この辺の通知についても今後いろいろするのでしょうが、この辺の対応もどういうふうにしようとしているのか、その辺をお聞きします。

以上です。

○議長（梶敏君） 理事者答弁、荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 初回の接種の部分と申されましたね。

○3番（山崎数彦君） 3月に初回分はしていないとは思っただけけれども、している人がいるかどうか確認をしたいのですが。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 今日まで受け付け数件の申し込みがございますが、現時点では今申しましたように、ワクチンの供給がされていないために実施しておりません。

3月4日に、正式に薬品の扱い業者のほうから、私どもに直接営業の方が見えられまして、先ほど申しましたように、今年度7月以前には供給は不可能という返事をいただきまして、その旨、医療機関とも調整しながら行ったのですが、やはり無理ということで、今回の報告に至った経過でございます。

それと、けさ、北海道新聞の報道でもございましたが、平成23年度について、新たに高校2年生になられる方、本来でいけば該当にはならないのですが、今回のこういう事態の中で高校2年生、対象になるということで報道を受けてございます。

昨日、受け付けをしております数件の方については、直接お電話でこの旨の御報告を申し上げていると同時に、今般該当になっております対象者、現時点で高校1年生の方、全世帯には別途、本日、文書の通知をすることにしております。

○議長（梶敏君） ほかに質疑ありませんか。

有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） ただいまの市長の報告ですと、需要と供給の関係だということがわかったわけですが、そこで委託先は市立病院。私がちょっと心配なのは、まだこのワクチン、実際に皆さん接種されて年数が浅いということと、月日が浅い。だから、データの面が少ないだろうということと、それから、このワクチンは皮下でなくて筋肉注射という関係で、報道によると、数少ないけれどもすごい痛みを伴って失神を起こしたという例を聞いているのです。

そういう関係で、歌志内市立病院は内科と小児科の標榜ですね。その点を考えて、安全性、相手方に不安を与えないという観点から考えますと、その点は市立病院との十分なコンタクトがとれた上での委託なのか、その辺、再確認。全国的に見ますと数は少ないですけれども、そのような事例が出ているようですので、その辺も含めながら、今の説明は需要と供給の関係と受けとめたのですけれども、そういうような心配はないのかどうなのかという点でお尋ねしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（梶敏君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 今回、行政報告した内容については、おっしゃるとおり、ワクチンの需要と供給の関係でこういう事態になったということで、いずれにいたしましても3月1日からの当市の実施予定でございましたから、こういった事態になっているということ。しかし、これに対する対応については、きちんと新年度においても実施していきたいと思っておりますし、国に対しても、こういった対象者については、国の補助も23年度においてしっかりやっていただきたい等の要望と、きょうの道新では、きのうはちょっとそういう情報はなかったのですけれども、そういったことも国のほうも対応するようなことを書いておりますので、市としては、いずれにいたしましてもきちんと対応すると。

それから、今の副作用とかそれらの経緯につきましては、当然これは予防接種ワクチンということでございますから、他の予防接種もそうでございますけれども、それらについてはこの予算を当市でいただいた後、市立病院とも十分そういった協議をしながら委託契約を締結した

ということでございますので、その対応については十分やってまいりたいと、このように思っております。

○議長（梶敏君） 有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） 今、申しました、改めてなのですけれども、安全面という点で、全国的に数は少ないけれども失神を起こした事例があるという点、その辺まで歌志内市立病院とは十分なコンタクトをとれたかどうかということ、安全性から考えて確認したいのです。

産科、婦人科、そういう科目がないという点で、今、小児科と内科だけですので、その点までのきちんとしたコンタクトは十分にとれての委託と私は思いたいのですけれども、再確認の上で質問をいたします。

○議長（梶敏君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） そういった意味で、全体的な対象者、ワクチン接種については、そういったものも含めて、全体的な内容等について協議をして委託をするということで御理解願いたいと思います。

○議長（梶敏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

## 報 告 第 1 号

○議長（梶敏君） 日程第5 報告第1号定期監査及び財政援助団体等監査結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○4番（川野敏夫君） 毎年かと思うのですけれども、この監査報告に関しまして、監査の結果の項目に、総体的に適正であると認められ、なお改善検討を要する軽易な事項についてはということで、紙面での報告はないのが数年ずっと続いているのですけれども、この軽易な事項というのは大体どの辺のことを、例えば、何々課のどういうことを指すのかということ、ちょっとお尋ねしたいのと、これは毎年また同じようなことを口頭で指導しているのか、その指導が改善されなくてまたことしに至っているのか、その辺をちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○議長（梶敏君） 赤田監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（赤田敬一君） 監査報告の件なのですけれども、口頭で指導している内容といたしましては、项目的にいきますと起案文書関係、それから保存文書関係、それから收受文書、向こうから送ってきた文書の取り扱いの関係、それから契約関係、それから出張伺い、出張命令簿関係ですね、それから日誌台帳、支出負担行為関係、収入に係る項目について、軽微なものについて口頭指導しているということでございます。

2点目の毎年同じことが繰り返されているのかなという御質問だと思うのですけれども、一部には間違っているといたしましょうか、誤ってそういう点もありますけれども、全体的な書類を見て

こういった指導になっているということでございます。

○議長（梶敏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第1号は報告済みといたします。

## 報 告 第 2 号

○議長（梶敏君） 日程第6 報告第2号議員定数等調査特別委員会報告についてを議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

議員定数等調査特別委員会委員長谷秀紀さん。

○議員定数等調査特別委員会委員長（谷秀紀君） ー登壇ー

報告第2号議員定数等調査特別委員会報告書。

記。

### 1、審査の経過。

（1）平成22年10月28日、第8回目の委員会を開催した。

委員会条例の改正案及び議会要覧記載事項の改正案に対する各会派等からの報告に基づく取りまとめ結果の確認を行い、意見の一致していない事項等について協議を行った。

委員会条例の改正において結論の出ていなかった事項については、次のように決定した。

#### ①常任委員会の名称。

「行政常任委員会」とする。

#### ②常任委員会の所管。

「行政全般に関する事務の調査及び議案、陳情等の審査に関する事項」とする。

#### ③資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会委員の定数の規定方法。

「議会の議決で定める」と規定する。

次に、議会要覧記載事項の改正案については、会派制を廃止することに伴う市政執行方針に対する質問のあり方など、結論に至らなかった事項について次回に持ち越すこととした。

（2）平成22年12月14日、第9回目の委員会を開催した。

前回の委員会において結論に至らなかった事項について協議した。

市政執行方針に対する質問については、一般質問に含めて行うこととし、3月定例会における質問の持ち時間は答弁を含め90分とすることに決定した。

次に、1常任委員会制及び会派制廃止に関連する内容以外の議会運営に対する申し合わせ事項の改正案及び新規申し合わせ事項案について事務局より説明を受け、次回の委員会において協議することとした。

（3）平成23年1月26日、第10回目の委員会を開催した。

1常任委員会制及び会派制廃止等に伴う内容以外の議会運営に対する申し合わせ事項の改正案及び新規申し合わせ事項案について協議し、原案どおりとすることに決定した。

次に、平成22年人事院勧告において期末手当が0.2月分引き下げられたことに伴う議員期末手当の取り扱い及び議員就・退職時、議長・副議長就・退任時における議員報酬の日割り支給の取り扱いについては、次回に再度協議することとした。

（4）平成23年2月10日、第11回目の委員会を開催した。

議員期末手当の取り扱い及び議員報酬の日割り支給の取り扱いについて協議した。

議員期末手当については、人事院勧告どおり0.2月分引き下げることとし、議員報酬の日割り支給については、死亡退職を除き、日割り支給とすることに決定し、3月定例会に委員会提出議案として提出することを確認した。

次に、会議規則の一部改正及び委員会条例の一部改正に係る議案については、議会運営委員会より提出することを確認した。

なお、議員報酬については、改選後に構成される議員により、改めて議論することで確認した。

(5) 平成23年2月17日、第12回目の委員会を開催した。

3月定例会に提出する関係議案の確認及び本特別委員会報告書のまとめを行った。

以上でございます。

○議長（梶敏君） 本件は、質疑を省略し、報告済みといたします。

### 市政執行方針演説

○議長（梶敏君） 日程第7 市政執行方針演説を行います。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

平成23年第1回定例市議会の開会にあたり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに、今日における社会情勢は、長期化する世界的な不況のほか、急激な円高の進行により、国内企業の先行き不安は変わらず、景気や雇用の低迷が依然として続く厳しい現状であります。

このような情勢の中、本市では、皆様の支えにより、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき指定された「早期健全化団体」から脱却を果たしたところであります。今後も安定的な行財政基盤の確立を最重要課題とし、「市民と協働のまちづくり」を目指してまいります。特に将来を担う子供たちが誇りを持つことのできるまちづくりを大きな柱として、全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成23年度の主要な施策の大綱を申し上げます。

第1は、「市民と協働で創るまち」であります。

地方分権の進展とともに、地方自治は個性豊かで活力ある地域社会の実現のため、市町村の役割と責務はより大きくなり、地域のことは地域で決めるという「地域主権型社会」の実現に向けた対応がより求められております。このため、これまで以上に市民との対話を大切にした市民主体のまちづくりを基本とし、国が進める各種政策の動向を踏まえながら、地域振興を目指して、さまざまな行政課題に取り組んでまいります。

広報広聴活動につきましては、「広報うたしない」を一人でも多くの皆さんに読んでいただけるよう、親しみやすい紙面の編集に努めるとともに、読者アンケートなどを通して、皆さんから寄せられた意見を紙面に反映してまいります。

また、インターネットの普及に伴い、情報取得の手段として、市ホームページにおける情報提供のスピード化と的確な情報発信に取り組んでまいります。

さらに、町内会連合会との情報交換会や小中学生との対話の機会を設けるなど、市民と行政との情報共有を進めながら、市民ニーズの把握に努めてまいります。

また、平和な未来を築くための取り組みとして、恒久の平和を願う啓発活動を推進し、市民の平和に対する意識の高揚を図ってまいります。

第2は、「活力と魅力あふれるまち」であります。

景気低迷が長期化する中、商工業者を含めた中小企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあることから、商工会議所及び関係機関とともに経営安定化に向け、中小企業振興保証融資制度を初め、各種制度の情報提供や相談等に努めてまいります。

企業誘致活動につきましては、本年6月、電子部品・デバイス製造業1社が新たに操業を開始する予定であり、これを契機に、さらなる産業と雇用の創出に向けて、新産業創造等事業による助成制度の積極的なPRはもとより、既存企業の新分野開拓事業などへの支援を行ってまいります。

鉱業の振興につきましては、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業の長期継続に向け、関係機関と連携しながら支援を行ってまいります。

農業の振興としましては、「農業経営基盤強化促進基本構想」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営の育成に努めるとともに、株式会社歌志内太陽ファームが新たに羊を活用した食肉、乳製品の製造、シイタケ栽培などの事業拡張に向け、調査・研究を行っていることから、その実施に当たっては、必要な支援を行ってまいります。また、これらの事業展開による新たな雇用の創出や観光事業等との連携に期待をするものであります。

次に、観光事業の推進につきましては、本市の集客拠点であるかもい岳温泉、スキー場、道の駅附帯施設は、引き続き指定管理者による管理運営が行われる中、高速道路の試験的無料化、スキー人口の減少、行楽地への出控えなどにより、今後も厳しい経営が予想されております。しかし、これらの施設は本市の貴重な地域資源であり、より魅力ある施設運営が図られるよう、指定管理者との連携を図るとともに、さまざまな情報ネットワークを活用した効果的なPRに努めてまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯及びアリーナチロルにつきましては、施設の老朽化に伴う設備改修及び更新等が増大していることから、今後も経営の安定化に結びつく事業支援を行ってまいります。

労働行政の推進につきましては、国や北海道による雇用創出に向けた各種施策が講じられているものの、新規学卒者の就職を初め、非常に厳しい雇用状況にあることから、緊急雇用創出推進事業の継続や各種支援制度などの情報提供を行いながら雇用の確保に努めてまいります。

また、本年度は、定住化に結びつく主要施策として、東光地区のシルバーハウジング周辺にある遊休市有地を活用し、7区画の分譲団地を造成するとともに、当該分譲団地での住宅等の建設に当たって、土地取得費を基準とした建設費補助の制度を創設してまいります。

地域間交流の促進につきましては、各種大会やイベントなどを実施する民間団体等を支援するなど、交流人口の拡大に努め、地域の活性化に取り組んでまいります。

第3は、「健康で心ふれあうまち」であります。

高齢者保健福祉の推進につきましては、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活が続けられるように、地域包括支援センターを軸に高齢者の立場に立った視点で支援してまいります。このため、同センターが高齢者支援の中核機関としての機能を十分に発揮できるよう、基本業務である介護予防、総合相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント業務の取り組みを最優先として実施してまいります。

また、本年度は「第5期高齢者保健福祉計画」を策定いたしますが、計画内容を効果的に反映させるため、空知中部広域連合管内共通のアンケート調査を実施し、高齢者の皆さんの日常生活におけるニーズの把握に努めてまいります。

特別養護老人ホームしらかば荘につきましては、社会福祉法人北海道光生舎を指定管理者として適切な管理運営と良質なサービスの提供が図られており、引き続き施設譲渡に向けた手続を進めてまいります。

また、昨年施設の譲渡を行いました救護施設親愛の家につきましては、施設の改築に向けた作業が進められており、本市としましてもできる限りの支援を行い、早期完成を期待するものであります。

老人福祉センターにつきましては、本年4月から歌志内市シルバーセンターを指定管理者として管理運営が行われ、よりよいサービスと施設としての機能が十分発揮されるとともに、利用者の満足が図られる施設となるよう支援をしてまいります。

児童福祉の推進につきましては、必要なサービス水準の維持に努めるとともに、「歌志内市次世代育成支援対策地域行動後期計画」に基づき、次代を担う子供が健やかに生まれ、育てられる環境の整備を図ってまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、国における障害者自立支援法の廃止・見直しへの移行を的確に捉え、「第2期歌志内市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人が自立して生きがいを持ち、安全で安心して暮らすことができるよう、各種サービスの提供を継続してまいります。

地域福祉の充実につきましては、すべての市民が住みなれた地域とともに支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、「歌志内市地域福祉計画」の策定作業を進めてまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、市民が健康で明るい生活を送ることができるよう、予防対策事業及び健康づくり事業を推進してまいります。

特に、感染症予防対策として行う子宮頸がん予防ワクチン等の接種につきましては、対象者のうち希望される方に対し、全額公費負担により実施してまいります。

また、がん年齢を迎える壮年・中年期にある一定の年齢の方を対象に、胃・肺・大腸がん検診の検診料を全額免除することといたします。

なお、女性特有のがん検診につきましては、本年度も引き続き実施してまいります。

さらに、糖尿病の重症化予防の観点から、検診の結果に基づき、糖尿病及び糖尿病予備軍の方を対象に、新たに2次検診を実施してまいります。

また、母子保健対策につきましては、妊産婦の健康管理と乳幼児の健やかな成長のため、健康診査を初めとする各種保健事業を推進してまいります。

特に、安全安心な出産を確保する観点から、妊婦一般健康診査の14回助成を引き続き実施してまいります。

次に、病院事業につきましては、病院運営の指針としております「歌志内市立病院経営健全化計画」を基本に進めてまいります。

診療科におきましては、内科・小児科の2診療科、1病棟60床の療養病床で運営するとともに、医療体制につきましては、現状の医師体制を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいります。

また、財政面では不良債務を発生させないため、経営の健全化に一層努力してまいります。

国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業につきましては、それぞれ空知中部広域連合、北



海道後期高齢者医療広域連合が掲げる事業計画に基づき、医療費の適正化を図るとともに、各種保健事業を推進し、被保険者の健康の維持、増進及び事業の安定化に努めてまいります。

第4は、「快適で安らぎのあるまち」であります。

市民の快適な日常生活を支える道路につきましては、よりきめ細かな日常点検を行うとともに、冬期間につきましては、降雪状況や沿道の堆雪状況を把握しながら、歩車道の確保に努めてまいります。

公的住宅につきましては、新たに策定した「歌志内市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化住宅の解体除却事業や既存住宅の長期的活用を図るため維持管理事業を行い、より一層の住環境整備に努めるとともに、将来にわたり大きな財政負担が生じることのないよう取り組んでまいります。

なお、本年度は歌神地区改良住宅の6棟28戸を解体除却し、また、維持管理として屋根塗装や水道管の更新を行ってまいります。

屋根塗装工事につきましては、歌神川向地区、文珠しらかば地区、中村宮下団地の7棟40戸の塗装を行ってまいります。また、住宅に付随する老朽水道管の布設がえ工事につきましては、文珠地区、中村地区を対象として行い、長寿命化を図ってまいります。

上水道事業につきましては、中空知広域水道企業団による管理のもと、安全で安定的な水道水の供給を確保してまいります。

下水道事業につきましては、水洗化促進と施設の維持管理を行っており、計画区域内の全戸数に占める水洗化率は、平成22年12月末現在で86.1%（2,380戸）であります。本年度も住環境の快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めてまいります。

環境衛生事業の推進につきましては、最終処分場の計画的な改修を行うとともに、ごみの不法投棄や不適正排出の防止に向け、巡回啓発活動に努めてまいります。

また、可燃ごみの処理につきましては、平成25年4月の供用開始に向けて、中・北空知廃棄物処理広域連合が事業主体の新焼却施設の建設を推進するとともに、ごみ処理の安定化に努めてまいります。

衛生センターにつきましては、砂川地区保健衛生組合からの受託処理を継続し、施設の効率的な運営に努めるとともに、将来的なし尿の共同処理について、関係市町等と協議を進めてまいります。

次に、消防行政の推進につきましては、火災での逃げおくれによる死傷者の発生防止に向け、本年5月末までに設置が義務づけられている住宅用火災警報器の設置推進や市民一人一人の防火意識の高揚に努め、無火災を目指してまいります。

救急業務につきましては、市民を対象とした普通救命講習の充実等、応急手当普及啓発活動の推進により、救急出場件数は減少傾向にありますが、さらなる救命率向上を図るとともに、救急隊員の教育研修に努めてまいります。

消防の広域化につきましては、「北海道消防広域化推進計画」に基づき、関係機関と協議してまいります。

消防庁舎につきましては、老朽化した庁舎を移転・改築し、消防団の活動拠点としての活用や市民を対象とした各種訓練・講習会の場である防災教育施設としての活用など、安全で安心なまちづくりに向けた中心的な施設として整備してまいります。

防犯対策につきましては、地域や関係機関との一体的な連携により、高齢者や子供を見守る自主防犯活動に対する支援を充実するなど、市民が安全で安心して暮らすことができるよう、各種活動を推進してまいります。

交通安全の推進につきましては、関係機関と連携した交通安全運動及び啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚に努め、新たな決意のもと交通事故死ゼロを目指してまいります。

消費者行政の推進につきましては、消費者被害の未然防止や被害相談等の迅速な対応を図るため、消費生活相談員を養成するとともに、消費者協会に対し同相談員養成に係る費用の助成を行うなど、関係機関を含めた消費者相談体制の強化を図ってまいります。

第5は、「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

教育行政の具体的な施策につきましては、別途、教育長から教育行政執行方針で述べられますので、私からは簡略に説明いたします。

少子高齢化、情報化社会が進展する社会情勢の中、教育を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、学力・体力の低下、規範意識、人間関係の希薄さなど多くの課題が重要視されております。

このため、次代を担う子供たちの教育や高齢者の社会参加・地域交流などを進めるとともに、生涯学習の観点に立った適切な教育環境づくりに努めてまいります。

学校教育の推進につきましては、生命を大切にす指導の充実や確かな学力・豊かな人間性・健やかな体をはぐくむ教育を進め、児童生徒の安全確保を推進してまいります。

また、幼・小・中の連携を深め、切磋琢磨し、学力や体力を互いに高め合うとともに、学校が地域に溶け込み、地域との一体化による連帯感を醸成させ、地域に開かれた学校づくりを一層推進してまいります。

社会教育の推進につきましては、市民一人一人が生きがいやゆとりを持って生活できるよう公民館などが行う学習機会等の提供に努めるとともに、郷土館においては、ゆめつむぎ通信員によるボランティアサポートを受けながら、魅力ある展示や行事の工夫に努めてまいります。

また、社会教育施設等の効率的な管理運営を行うとともに、体育施設、児童厚生施設の環境に配慮した整備に取り組んでまいります。

第6は、「市政を推進するために」であります。

地方自治は、地方分権の進展に伴い、みずからの決断と責任による、自主・自立のまちづくりが求められております。

このため、新たな行政課題や多様な行政ニーズにこたえるべく、職員の資質向上を図るとともに、市民にとってより身近な行政組織を目指してまいります。

本市の財政につきましては、実質公債費比率及び将来負担比率が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による早期健全化基準内にはありますが、全道市町村の平均を大きく上回っていることから、引き続き、「歌志内市財政健全化計画（第二次計画）」に基づき、その比率の逡減に努め、財政健全化を推進してまいります。

また、公会計制度の導入につきましては、貸借対照表を初めとする連結財務書類の整備に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合による圏域の地域振興や効率的な行政サービスの取り組み、さらには、廃棄物処理に関する事業や新たに旅券事務などの広域事業に取り組んでまいります。

また、国が進めております新たな広域自治の形とする「定住自立圏構想」につきましても、中空知地域における医療や福祉分野、公共交通機関など今後における広域連携の可能性や広域自治の展望など、引き続き幅広い観点から調査・研究に努めてまいります。

情報化に関する取り組みにつきましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化を図るため、老朽化したシステム機器の更新を行いながら、本市の地域性や規模に見合った効率的な

整備に努めてまいります。

以上、平成23年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに、今日、政治や社会経済など変化の激しい時代にあつて、地方行政を取り巻く状況は依然として厳しいものとなっております。

このような状況の中、本市においては、安定的な行財政基盤の確立と、将来に希望の持てる地域づくりを目指し、市民の皆様と心を一つに、第5次歌志内市基本構想に掲げる、「いきいきと、みんなで創る心ふれあうまち」の実現に向け、全力で取り組む決意であります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解と温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梶敏君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） ー登壇ー

平成23年第1回定例会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し述べます。

はじめに、今日、我が国は少子高齢化が進み、高度な情報化と国際化の加速は社会環境を大きく変化させています。

このような社会状況が大きく変化する中、新しい時代を切り拓く「生きる力」を備えた人材を学校・家庭及び地域の相互の連携協力のもとではぐくみ、生涯を通じて学ぶことのできる環境が求められております。

本市においては、今後の教育の動向を一層重視しながら、これまでの実践を基盤として、不易と流行を見きわめ教育活動を推進しなければなりません。

そのため地域の特性等教育的諸条件を生かし、市民との連携を重視した幼少中一貫教育を推進し、家庭・地域の教育力を向上させ、すべての人々が生きがいを持ち、心豊かで健やかな生活を営むことができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、学んだ成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に努めます。

教育は「人づくり」であるという原点に立ち取り組みを進めます。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は、「学校教育の充実」であります。

変化の激しい国際社会の中で日本人としての自覚を持ち、何事にも「自ら学び、自ら考え、正しく判断し、行動できる」力をはぐくむためには基礎的・基本的な知識や技能の習得・活用を図るとともに学力を確実に身につけ、国際化社会に通用する豊かな心情とたくましく清い心身の育成が学校教育の重要課題であります。

そのため、本年度から完全実施に入る小学校と来年度から実施される中学校の新しい学習指導要領の適正な実施・評価と改善に努めます。

その中で、幼・小・中の連携やつながりを重視し、小1プロブレム、中1ギャップなどの防止を図るためそれぞれの枠を超えた交流の促進を進めてまいります。さらに、地域との一体感を醸成させ、開かれた学校づくりを推進してまいります。

さらには、学校の教育活動その他の学校運営状況について、引き続き学校関係者評価等を行い、その結果を保護者、地域に公表しながら学校運営の改善につなげてまいります。

以下、次の3点を「学校教育推進の重点」といたします。

(1) 基礎基本を重視し、確かな学力を身につける教育活動の推進。

児童、生徒に基礎的・基本的な知識や技能等の学力を確実に身につけさせる学習内容を指導

計画に位置づけるとともに、個に応じた指導を充実します。

また、主体的に学ぶ意志、態度、能力を培い、創造的な思考力や主体的な判断力、豊かな表現力を育成するため、体験的・問題解決的な学習を重視し、子供の思考の道筋を生かした自主的・自発的な学習を促進します。

学校教育の中核は授業であり、児童、生徒に魅力あふれる学習動機を与え、学ぶことの楽しさや達成の喜びを体得されることは、教師の意欲と情熱、愛情あふれる指導力にあります。

このため、今年度も文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」を実施し、活用して指導力向上を図る授業研究等の充実を目指し、授業研究を計画的に実施し、「わかる授業」を追求します。そのため、放課後活動を活用し、学習サポートの実施を図り一人一人のよさや可能性を発揮させ、個に応じたきめ細かな指導と評価を工夫するとともに、出番を与え、励まし、自分らしさを発揮させる学習指導を推進してまいります。

### (2) 寛容の心を養い、自らを律する教育活動の推進。

児童、生徒に自主性や耐性、連帯感や社会性を培い、弱者や自然に対する優しさと思いやりの心を大切にして相手の立場を理解し、よりよい生き方を追求する教育が強く求められております。

このため、地域の人材や自然など多様な教育資源を活用して豊かな体験活動を展開し、発達段階に応じた道徳教育の充実に努めてまいります。

生命や自然への畏敬などの情操を養い、心身を鍛えることのできる自然体験学習や社会参加の精神を培うボランティア活動など、成就感や達成感の体得をねらいとする実践的諸活動を重視し、学校生活の中で、互いに人格や人権を尊重し、啓発し、協力し合う態度を養う教育活動を推進してまいります。

特に、児童、生徒においては、「早寝早起き朝ごはん」運動など基本的な生活習慣を適切に身につけさせるとともに、道徳心や自律心、公共の精神を深め、道徳的実践力の伸長を図るため、家庭や地域との連携を深め心に響く道徳教育を展開してまいります。

### (3) 生命を尊び自らを鍛え、健康で安全な生活習慣教育の推進。

児童、生徒一人一人に生命の尊さや心身の健康の大切さを認識させるとともに、みずから心身の健康づくりに取り組む意欲と実践力を培うことが大切であります。このため、豊かな健康知識や意欲をはぐくむ学校保健の推進や交通安全教室の実施など、安全に関する意識を高め、みずから安全な生活を営む能力を育てる指導計画の工夫を進め、学校安全管理においても、適切かつ確実に指導体制を確立し、さらに、文部科学省が推奨する「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を今年度も実施してまいります。

また、今日的課題となっている「インクルーシブ教育」を幼・小で進めるため学習活動上のサポートの教育的配慮による人的配置に努めてまいります。

さらには、学校における食に関する指導の充実として、本年度も栄養教諭を直接配置し、児童、生徒の心身の健全な発達に資することを基本に、望ましい人間関係や健康的な食生活を営む習慣を身につけさせるため、家庭と連携を深め、計画的、継続的に食育指導を進め、さらに、食材の厳選と調理員の衛生知識の向上及び施設の衛生管理を徹底し、より安全・安心な給食提供を目指してまいります。

第2は、「社会教育の充実」であります。

社会環境の変化に伴い、市民一人一人が生きがいやゆとりを持って人生が送られるような生涯学習社会の実現が求められております。

一方、自治体を取り巻く環境は、これまで以上に厳しい状況を迎えておりますが、社会教育

に対する期待は、ますます大きくなってきております。

このような状況の中で、施設の管理・運営を含めた諸施策並びに各種事業の実施には効率性を重視するとともに、北海道派遣の社会教育主事の指導を受けながら市民の要望や課題を把握し、市民の学習意欲にこたえられるよう努めてまいります。

また、地域全体で学校教育を支援し、多くの市民の方が学校教育にかかわることで地域のきずなを深め、地域の教育力の活性化を図る、学校支援地域本部事業を推進してまいります。

以下、次の3点を「社会教育推進の重点」といたします。

(1) 生涯学習の視点から、自発的で充実した社会教育活動の奨励に努める。

幼児期は身体が急速に発達し、人格の基礎が形成されます。したがって、親の愛情と家庭内の教育が重要であります。このため、家庭教育に関する情報提供等を行ってまいります。青少年期はそれぞれの個性を生かし、心豊かにたくましく育っていくためには、地域における活動や体験活動が大切であります。

このため、児童館行事を初めとする各種教室、スポーツ・レクリエーション活動を実施するほか、地域子ども会や育成者組織の事業などを支援し、青少年に多様な体験や交流の機会を提供してまいります。

また、青少年センターを中心とした関係機関、団体等との連携を図り、子供の安全確保や非行防止に努めてまいります。

成人期は、成人各層が社会環境の変化に対応し、生きがいを求めながら自己実現を目指すことが極めて重大であります。

生活課題や地域課題、現代的課題に基づいた学習機会を提供するとともに、サークル活動を初めとする自主的な活動を支援してまいります。

(2) 生活に潤いを持たせるスポーツ、芸術・文化活動の振興を推進する。

潤いと安らぎのある充実した人生を過ごす上で、スポーツ、芸術文化の果たす役割は非常に大きなものがあります。

特に、スポーツは体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など心身の両面において健康増進に有効であります。

このため、各種教室・大会を通じたスポーツの普及や関係団体の育成及び指導者の確保など、市民のスポーツ活動を促進してまいります。

また、市民一人一人が、趣味や各種活動を通して心豊かな生活を営めるよう、市民の生活に根ざした文化活動を推進してまいります。

(3) 社会教育施設及び体育施設の効率的な運営と管理に努める。

公民館、図書館は、市民各層に幅広く利用されるよう、学習機会の提供やサークル活動の活性化、図書の整備に努めながら効率的な管理・運営をしてまいります。

また、旧空知炭鉱倶楽部、ゆめつむぎ通信員によるボランティアサポートを受けている郷土館においては、郷土文化の貴重な財産として市民の皆様の支援と御協力をいただきながら、魅力ある展示や行事に努めるとともに、市の観光資源として広くPRしてまいります。

なお、学校開放事業による中学校の野球場、その他の体育施設や児童厚生施設も多くの皆様に利用されるよう、効率的な管理・運営に努めるとともに施設の環境に配慮した整備に取り組んでまいります。

以上、教育行政に臨む私の決意を申し述べましたが、新しい時代を拓く力強い創造性あふれる人材の育成に向けて、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、本市教育・文化の振興に最善を尽くす所存であります。

市議会を初め市民の皆様の教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、平成23年度の教育行政執行の方針といたします。

○議長（梶敏君） これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針演説に対する代表質問は、11日からを予定しております。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（梶敏君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 議 案 第 2 号

○議長（梶敏君） 日程第8 議案第2号固定資産税の減免の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） ー登壇ー

議案第2号固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、株式会社歌志内振興公社が実施する歌志内市健康の村施設活性化推進事業計画の着実な推進と同社の経営を支援するため、本条例を制定しようとするものです。

次ページの本文に参ります。

固定資産税の減免の特例に関する条例。

株式会社歌志内振興公社が所有する固定資産で、うたしないチロルの湯及びアリーナチロルに対する固定資産税を平成23年度から3年間免除するものとする。

この減免措置は、市民の健康の保持増進及び世代間交流など、保健福祉の向上及び地域の振興に供するために建設されたうたしないチロルの湯及びアリーナチロルを、平成19年に購入した株式会社歌志内振興公社に対し、歌志内市健康の村施設活性化推進事業計画の着実な推進と同社への経営支援を行うため、平成20年度から22年度までの3年間、固定資産税の減免措置を行ってまいりましたが、燃料費の高騰、入館者減少等の影響により、現在も厳しい経営状態が続いていることから、同社からの要請に応じ、平成23年度から平成25年度までの3年間、減免措置を講じようとするものでございます。

附則。

第1項、この条例は公布の日から施行する。

第2項、固定資産税の減免の特例に関する条例（平成19年条例第27号）は、廃止する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（梶敏君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） チロル関係のいろいろな運営が大変ということで、このような措置がとられようとしているわけですが、それぞれアリーナとそれから健康の村と正規に固定資産税を加算するとしたら、どの程度に現在なっているのか示していただきたいと思えます。

○議長（梶敏君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 22年度の算定の関係でございますけれども、チロルの湯の評価額につきましては2億5,586万4,786円、固定資産税相当額といたしまして434万9,700円、アリーナチロルの部分につきましては評価額1億9,354万7,386円、固定資産税相当額が329万300円となっております。

以上でございます。

○議長（梶敏君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） この減免の関係でございますけれども、燃料費の高騰、入館者減ということでございますが、以前、私の一般質問だったと思いますが、当初は自力でということで、独自運営を考えて一般会計から支援を受けないという旨の答弁をしております。

確かに物理的に運営に困難なものがあるでしょうけれども、まず1件目の質疑ですが、どのような経営努力をされているのか伺いたいと思います。

それから2番目の質疑ですが、今、年間の固定資産税、おおむね765万円くらいですか。そうすると、3年間で2,200万円前後ということになりますよね。これだけの大きい措置をするわけですから、やはり今、最初に言ったように相当な経営努力をしなければ、また3年後にさらにこれが上積みになるという問題が生じるのではないかというふうに考えます。

そこで3番目に、燃料費の高騰と入館者の減ということでしたが、ここ3年間、もしわかれば、どのぐらい入館者が減少しているのか。そしてまた、燃料費の高騰がどのぐらい変動しているのか、これもひとつお答え願いたいと思いますし、最後の質疑には、営業的にはどのようにされているのか。そして、近い将来、これも指定管理者に移行等を考えるべきではないかと私は考えるのです。一般会計からどんどん繰り入れをして食い込まないうちに、何らかの方法を考えるべきではないかと。歌志内の施設は、もうほとんど指定管理者にゆだねておりますから、残るところはといたらここかなというふうに今感じているのです。そんなことから考えて、そういう考えがあるかないか。

以上です。

○議長（梶敏君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 1点目のこれまでの経営努力ということでございますけれども、当初におきまして、19年からスタートをしております本計画の部分の振興をしながら行ってきたわけでございますけれども、当初より燃料費の高騰等がありまして、当初のスタートがうまく切れなかったという部分が一番大きかったかなと思います。

これまでの経営努力といたしましては、利用者の増進を図るためのホームページの開設、それからネット予約の開設、それぞれサービスを充実させていく部分での努力をしてきたところでございます。

また、管理運営経費としての節減、人件費を含む形での努力を重ねてきたところであります。

昨年まで3年間の状況では、それぞれ運営経費の圧縮を図り健全運営に向けてまいりました。21年度では助成を入れてですけれども、若干の黒字化という形になりましたけれども、昨今の燃料費の高騰が非常に運営を圧迫しているところでございます。

それから、固定資産税の部分でございますけれども、チロルの湯とアリーナチロルを含めまして固定資産税相当額としては764万円ほどになります。議員のおっしゃるとおり3年間となりますと、2,200万円を超えるという形になります。

それから、3年間の入館状況でございます。平成20年度におきます日帰り入浴につきましては11万6,554名、21年度につきましては13万178名、22年度が1月末現在で10万7,092人となっております。同じく宿泊につきましては、20年度が5,419名、21年度が5,006名、22年度が1月末現在で4,093名という形になっております。

それから、燃料費の動向という形でございますけれども、燃料費につきましては、平成19年25期の決算では燃料費総額2,899万517円、20年度の26期におきましては2,809万330円、21年度につきましては2,014万5,103円という決算になっております。

今期の28期、22年度におきましては、見込みといたしまして2,500万円弱程度になるのかというふうに思っております。

それから単価の変動につきましては、19年の25期におきましては、根幹となるA重油だけ申し上げますが、63円から81円で推移をし、平成20年度の26期では112円から、極端ではありますけれども40円という形になっております。20年の1月ごろから燃料費の単価は下がってきた状況でございます。21年度の27期におきましては、42円から56円で推移し、現在28期、今年度におきましては、57円から現在は73円で推移していると、以上のような状況でございます。

四つ目の指定管理への移行についてでございますが、現在4期目でございます。それらの中の現運営状況を見きわめながら、今後の運営については検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（谷秀紀君） 答弁漏れ、4件目の営業的にはどのようにされているかという答弁漏れがあります。

○議長（梶敏君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

---

午前11時27分 再開

○議長（梶敏君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 大変失礼いたしました、申しわけございません。

営業に関しましては、現在は札幌老人クラブ等の春の総会等でのPR、それからDM、ダイレクトメールですね、これらについて行っているという形でございます。

○議長（梶敏君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 大変苦勞しているのは何となく答弁の中から感じ取れるのですが、燃料については少し安定しているのかなと、3年トータルすると、ある面では。19年のときは63円から81円ということで、20年は112円とまでドンと高騰していますけれども、それがちょっと下がっておりますよね。そういうことで、私が言いたいのは、やはり見ていると、どうもマンネリ化した運営をされているのではないかというふうに感じるのです。ということは、いろいろな団体の新年交礼会、いろいろなことで行きますと、中身がほとんどワンパターンというか、料理内容も。前回行ったときに、ある団体で行ったときに、何日もたたない間に同じようなものが出ているのですよ。やはり、そういう工夫だと思うのです。今は、皆さん口が肥えていますから、そういった面ではやはり厨房の料理人にもどんどん勉強したり、料理に関するそういうものを研修させるというのか、そういうことをしないと、ほかの施設と差



別化しないと絶対勝っていけないと思うのですよ。この地域ではいろいろとありますから、その差別化をしている努力が見えないのです。それに対して、課長どう考えていますか。

○議長（梶敏君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 食に関しましては、非常にお客様も口が肥えているということで厳しい御指摘を受ける場合もございます。また、大変おいしかったということも言われる部分もございますので、非常に食の内容につきましては難しい内容があるのかなというふうに思います。

しかしながら、他の施設との競合がございますので、やはり温泉施設はお湯と食の部分が重要な施策でございますので、これらにつきまして創意工夫をしながら改善に図られるよう、公社のほうに対して、また現場のほうに対して、調理人に対して行ってまいりたいとこのように思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梶敏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 7 号

○議長（梶敏君） 日程第9 議案第7号財産の貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第7号財産の貸付について御提案申し上げます。

下記により、市有地を無償貸付するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、貸付物件、土地。

所在、中村、地番76番地2のうち、地目、宅地、地積5,366.16平方メートル。

同じく、中村、78番地3のうち、雑種地3,952.09平方メートル。

合計、9,318.25平方メートル

2、貸付期間、平成23年4月1日より至平成26年3月31日。

貸付の相手方。

歌志内市市中村78番地3、株式会社歌志内振興公社代表取締役泉谷和美。

4、貸付の目的。

保養施設（宿泊、浴場及び体育館）に関する事業用地として使用するため。

提案理由は、株式会社歌志内振興公社に対する経営支援として、「うたしないチロルの湯及びアリーナチロル」が所在する市有地を3年間、事業用地として同社へ無償貸付するため、法令の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものです。

本貸付地にあります健康の村施設は、平成19年3月に本市が空知産炭地域総合発展基金からの不適切な長期借入金問題の解決に向けた方策として、第三セクターである株式会社歌志内振興公社へ同施設を売却し、解決を図ったものであります。

同施設が所在する敷地につきましては市有地であり、売却後の平成19年4月から平成20年9月までは有償にて土地の貸し付けをしたところですが、その当時、燃料費の高騰や施設の老朽化に伴う維持補修費の増嵩など厳しい経営環境を強いられ、議員各位の御理解のもと、平成20年9月15日から本年3月31日までの間における市有地の無償貸付について議決をいただいたところであります。

しかし、長引く景気低迷で利用客、主に宿泊者の落ち込みによる売上額の低下、施設老朽化による維持管理費の急増など厳しい環境にさらされており、人員削減等の各種合理化による自助努力を続けてきたところではありますが、同社の経営状況は依然として厳しい状況であることから、引き続き3年程度の市有地無償貸付期間の延長申請がありました。

本市としましては、同施設は貴重な観光資源であり、また、歌志内市健康の村施設活性化推進事業計画に基づく市民の健康増進事業の実施や施設活性化による地域経済の振興に寄与している同社への支援を事情やむを得ないものと判断したことから、土地の無償貸付をするため御提案するものであります。

なお、無償貸付地の位置図につきましては、定例会資料の22ページに掲載しておりますので御参照願います。

以上でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（梶敏君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 号

○議長（梶敏君） 日程第10 議案第3号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第3号歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、特別職の職員及び教育長の給料について、その在職期間に応じて日割りで支給することに改めるとともに、期末手当の支給割合を国家公務員の期末手当及び勤勉手当と同じ割合に改めるほか、現在実施している縮減措置について、縮減率を圧縮した上で平成24年3月まで延長しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例及び歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては資料と合わせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページ及び2ページをごらん願います。

歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正。

第1条、歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和29年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書きを削る。

第4条を次のように改める。

（給料の終期）。

第4条、特別職の職員が退任したときは、その日までの給料を日割りをもって支給する。

第2項、特別職の職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

これは、提案理由で申しあげましたとおり、特別職の職員の給与等について、その在職期間に応じて日割りで支給することに改めるものであります。

第5条第4項中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の205」に改める。

これは、期末手当の支給割合を国家公務員の期末手当及び勤勉手当と同じ割合に改正するものであります。

附則第5項中「平成19年7月1日から平成23年3月31日」を「平成23年4月1日から平成24年3月31日」に改め、同項第1号中「49万8,000円」を「62万2,000円」に改め、同項第2号中「47万2,000」を「54万円」に改める。

これは、特別職報酬等審議会からの答申に基づき、市長及び副市長の給料について、現在実施している縮減措置を市長については削減率を40%から25%へ、副市長は30%から20%へ削減率を圧縮した上で平成24年3月まで延長するものであります。

続きまして、歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正でございます。

歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正。

第2条歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成19年7月1日から平成23年3月31日」を「平成23年4月1日から平成24年3月31日」に、「月額43万4,000円」を「月額49万6,000円」に改める。

これは、市長、副市長と同じく、特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給与削減率を30%から20%に圧縮するとともに、平成24年3月まで延長するものであります。

附則。この条例は、平成23年4月1日から施行する。

なお、特別職報酬等審議会への諮問書及び答申書につきましては資料の3ページに、空知管内6市2町における特別職報酬等の状況及び歌志内市の一般職最高給者との比較等につきましては、資料の4ページから6ページに掲載してございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（梶敏君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○6番（原田稔朗君） ただいま、提案理由にもありましたけれども、まず資料の3ページでお伺いをしたいと思います。

実は、この諮問書を見ますと、現行から提案説明がありましたように、縮減率を上げるということでの諮問でございます。

それで、これは見解の相違かどうか、ちょっと私もわからないのですけれども、この本則がありまして、それから本則から20%なり40%なりを削減するよと。これは市長の裁量でできるはずなのですよね。それから、今、提案理由にありましたように削減額を上げると、これも市長の裁量でできるはずなのです。ところが、この諮問書には、縮減率のパーセンテージを上げるという諮問なのです。本来であれば、私が考えるのは、審議会に諮るとすれば、例えばの話ですけれども、現在、本則が83万円ですよと。それで、本則を例えば70万円にしますよと。そして70万円にして、その70万円から何%を縮減して払いますよと、こういうのが諮問の仕方ではないかと思うのですけれども、私は市長の裁量でできると思っているのですよ、それでわざわざ審議会を開いて、審議会にこういう諮問の仕方をしなければならなかったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（梶敏君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 特別職の給与等に関しては、市長の裁量権もいろいろございます。本則と、いわゆる削減後の給与、いろいろこれまでの経過等がありまして、いわゆる職務の職責に対する適切な給与、報酬というものについて整理をしていかなければならないということも十分承知の上でございます。

これらの経過をお話いたしますと、確かに特別職の給与については市議会等を含めて、従来、踏襲してきたのが、給料をいわゆる上げる場合、アップする場合には審議会にかけていたと、削減する場合については市長の裁量でやっていたと、こういう経過を踏んでいたのは事実でございます。しかし、それらを重ねていくうちに、審議会のほうから、削減する場合も審議会のほうに諮問をいただきたいと、こういったような答申もいただきました。

したがって、それ以降、削減についても審議会に諮問をして協議をいただいたというのがこれまでの経過ということで、私のほうでは理解しております。

また、本則の関係につきましては、これにつきましても本則の改正ということが基本的に必要であるのではないかということも、十分、過去の審議会からもお話しがありました。したがって、今回、私といたしましては、本則の改定というものは、これは近い将来、絶対必要であるということも考えております。したがって、本来であれば、この本則の改正もしなければならぬのですが、現状の中で本則として、どういった額が現在適正なのかと、近隣を含めていろいろ、この特別職の給与については措置をしているところでありまして、私のほうといたしましては、今回、一部圧縮をした中で諮問をしたということでございます。いずれにいたしましても、本則の改定というものについては近い将来必要であるという考えは持っております。

そういった経過の中、今回もこれまでの審議会への諮問という形を踏襲いたしまして、今回の圧縮の額で審議会に諮問をしたという経過でございます。

○議長（梶敏君） 原田稔朗さん。

○6番（原田稔朗君） ちょっと誤解を招いたら困るのですけれども、私は本則は下げろと言っているわけではないのです。こういう諮問の仕方を、今、答弁がありましたけれども、報酬審議会という審議会にかけるのに、下げるときも上げるときもかけろと言われたと言うのですけれども、私は違うと思うのですよ。条例、ちょっと見てこなかったのですけれども、例えばと言ったのですよね。こういう諮問の仕方ではなくて、例えば諮問をするのであれば、本則を変えるときに報酬審議会にかけるのではないのですかと、下げれと言っているわけではないのですよ。こういう諮問の仕方に、私は非常に疑義を持つのです。

先ほども言いましたように、本則があって、その30%削減だ、40%削減だよと、あるいは40%を30%にするよと、これは市長の裁量でできるわけだから、一々報酬審議会を開いて、そういう諮問の仕方はないのではないのですかということを行っているのです。もう一度、答弁願います。

○議長（梶敏君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 本則を改正する場合の審議会と、そういった解釈ということでございます。

先ほども説明いたしましたけれども、ここ何十年になりますか。これは83万円という本則のこの支給額というのは平成9年でございますので、その後、本則はちょしておりません。

その後の報酬の改正につきましては、先ほど私が申し上げましたけれども、それぞれ減額する場合を含めて報酬審議会に諮問をしていたという経緯がございますし、また、報酬審議会のほうでもそういった形をとってきて、本則の改定以外にもそういった削減についての諮問を要求されたという経過がありまして、こういった形でいわゆる本則を変えない、いわゆる減額の削減と、独自の削減と経過措置を設けた附則での削減ということについても、これまでの経過を踏まえましてこういう諮問をしてきたということで御理解願いたいと思います。

○議長（梶敏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

## 条例予算等審査特別委員会の設置及

### び委員の選任について

○議長（梶敏君） お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第3号については、議長を除く9名の委員による条例予算等審査特別委員会を設置して、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

したがって、この件については、9名の委員の条例予算等審査特別委員会に付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました条例予算等審査特別委員の選任については、委員会条例により、議

長を除く9名の委員を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました9名の議員を特別委員に選任することに決定いたしました。

## 議 案 第 4 号

○議長（梶敏君） 日程第11 議案第4号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第4号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります平成22年人事院勧告の概要につきまして、資料に基づき御説明いたします。

資料の7ページをお開き願います。

7ページの上段に、人事院勧告の概要として関係部分を抜粋しておりますので、ごらん願います。

給与勧告のポイントであります。給与改定の内容と考え方として、月例給につきましては公務と民間の給与差を解消するよう、平均0.1%を引き下げることとされております。

改定に当たりましては、民間の給与水準を下回る30歳代までの職員については据え置き、40歳代以上の中高齢層の職員が受ける俸給月額に限定しての引き下げとなっております。

また、給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置額についても、俸給表の改定率等を踏まえて引き下げられております。

次に、期末勤勉手当につきましては、民間の支給割合に見合うよう、支給月数を4.15月から0.2月引き下げ3.95月となっております。

それでは、議案に戻りまして、議案第4号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の給与制度の改正に準じ、中高齢層の給料月額及び期末・勤勉手当の改正を行うとともに、現在実施している職員給料の縮減措置について、平成24年3月まで延長しようとするものでございます。

次ページに参ります。

歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料の7ページ中段以降に新旧対照表を掲載してございますので、あわせてごらん願います。

初めに、歌志内市職員給与条例の一部改正についてでございます。

第1条、歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の150」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

これは人事院勧告に準じ、一般の職員の期末手当について、6月期と12月期を合わせた支給月数を現行の2.75月から0.15月引き下げ2.6月とするとともに、再任用職員につきましても1.5月を0.05月引き下げ1.45月とするものでございます。

第34条の2第2項第1号中「100分の70」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の32.5」に改める。

これは、6月期と12月期の勤勉手当について、期末手当と同じく人事院勧告に準じ、一般の職員については0.7月から0.675月に0.025月分を、再任用職員については0.35月を0.325月に0.025月分をそれぞれ引き下げるものでございます。

附則第14項及び第15項中「及び平成22年度」を「から平成23年度までの間」に改める。

附則第19項中「平成22年度」の次に「及び平成23年度」を加え、同項ただし書き中「ただし、」の次に「平成23年度において期末手当及び勤勉手当の額の計算の基礎となる給料月額及び」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

附則第14項及び第15項につきましては、管理職手当での減額及び期末・勤勉手当の役職加算の凍結に伴う縮減措置を23年度も継続するものでございます。

附則第19項につきましては、一般職員の給料の独自削減を23年度も継続するとともに、期末・勤勉手当の基礎となる給料月額について独自削減前の額とする措置を講じるものでございます。

なお、別表としております給料表につきましては、改定額及び改定率について、資料の10ページから19ページに掲載しております。

続きまして、歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

こちらは、平成19年の給与構造改革により、給与改定の際に、給料表の切りかえに伴う経過措置を定めた平成19年条例第15号の条文を整備するものでございます。

内容は、平成19年4月の給料表切りかえ後の給料月額が、切りかえ前に受けていた額に達しないこととなる職員について、その差額に相当する額を支給しているもので、いわゆる現給保障額に係る部分でございますが、この部分につきまして、人事院勧告に準じた引き下げを行うものでございます。

引き下げの率は、平成21年の0.24%と平成22年の0.17%を合わせた0.41%を引き下げるものとなっております。

本文の附則にお戻り願います。

附則。この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（梶敏君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○6番（原田稔朗君） 資料の10ページ、11ページ、12ページ、それぞれ先ほども提案説明にありましたけれども、職員給料の縮減措置については、中高年齢層の給料月額及び期末云々とありますね。それで資料の10ページ、11ページ、それぞれ1級から6級まで現行と改定と比較をして金額が出ております。

それで、私の聞きたいのは、現在の職員の中で、今、給料表が変わるわけですから、該当者

が例えば2級何名ですよとか、3級何名ですよと、それをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（梶敏君） 平間総務課主幹。

○総務課主幹（平間靖人君） ただいま、級別の該当者にということでございますけれども、給料表の関係で影響が出るものとしたしまして、1級につきましてはございません。2級につきましては4人、3級につきましては29人、4級につきましては9人、5級につきましては10人、6級につきましては11人、合計で63人が改定の影響があるということでございます。

○議長（梶敏君） 原田稔朗さん。

○6番（原田稔朗君） そうしますと、63名が該当者だと、こういうことですね。そうすると、ここに一々計算すればいいのですけれども、平均で何%下がるのですか。

○議長（梶敏君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 0.08%でございます。

○議長（梶敏君） ほかに質疑ありませんか。

有恵洋子さん。

○10番（有恵洋子君） 人勧の今回の引き下げの理由なのですけれども、民間の支給割合に見合う引き下げということが大きな前提となっています。

ここで考えなければならないのは、民間の支給がなぜ下がったのかということが大きな要因だと思うのです。今、社会的に民間はとても厳しい状況、ここをやはり離されない問題、労働者が働かないのではなくて、いろいろな条件で民間がやむなく労働者の賃金を下げている、このあたりの考え方を、これは人勧だからいたし方ないという理事者の考え方もあろうかと思うのですけれども、でも、こうすると、民間が下がればまた公務員も下がっていくというふうに連動すると思うのです。

普通は、今までは、公務員の給与というのが一つの基準というか、模範というか、かつては。それが今は、民間が下がれば公務員も下げるというあたりで、考え方として、今の社会の情勢は労働者は本当に大変な悪条件の中で働かされているというところを離してはいけない問題ではないかと思うのです。

そういう点で、人勧が下がったから公務員は仕方がないかなという考え方は、私はここら辺でもう一度考え方というのは、民間の労働者の置かれている立場を考えたときには、いかがなものか。その辺の理事者としての考え方をお尋ねしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（梶敏君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 今、お話しされました、民間が下がったから公務員、この人事院勧告は御承知のように、以前から民間給与との比較によって公務員の給料を、スト権とかそういったいろいろな労働条件の中で人事院が勧告して定めてきたということございまして、以前から民間が高ければ人事院勧告も公務員給与を上げてきたという経緯がございまして、決して下がったからというようなことにはならないのではないかと考えておりますし、民間と公務員との均衡を図るために比較をしているということについては、従来から進めてきている内容でございますし、私ども地方公務員としても、これは地方ですから独自に給与を決めるということも構わないと思うのですけれども、そういった大局的な状況から判断いたしまして、当市の給与については人事院勧告に基づいて職員の理解をいただきながら進めてきているというこれまでの状況でございますので、今回も下げる勧告ということではございませんけれども、そういった民間との比較の中でこういう勧告が出ているということで、職員の理解をいた



だいたということ御理解願いたいと思います。

○議長（梶敏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

午後1時5分まで休憩いたします。

午後 0時07分 休憩

---

午後 1時04分 再開

○議長（梶敏君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 議 案 第 5 号

○議長（梶敏君） 日程第12 議案第5号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第5号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、特別職の職員で非常勤（議会の議員を除く。）のものの報酬について、その在職期間に応じて日割りで支給することに改めるため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の20ページをごらん願います。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

第2項、前項の報酬は、その職についたときはその日から、任期満了、辞職、失職等によりその職を離れたときはその日まで日割りによって計算した額を支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その当月分の全額を支給する。

これは、提案理由で申し上げましたとおり、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、その在職期間に応じて日割りで支給することを定めるものであります。

第1条に次の2項を加える。

第3項、職務の異動により、報酬の額に変更を生ずる場合におけるその当月分の報酬は、その額が増加することになるときはその事由が生じた日から当該増加差額月額を日割りによって計算した額と従前の月額との合計額とし、その額が減少することになるときはその事由が生じた日から当該減少差額月額を日割りによって計算した額を従前の月額から差し引いた額とする。

第4項、前2項の規定により日割りを要するときは、その月の現日数を基礎として計算する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

これは、同条例で規定している各種委員の報酬について、その在職期間に応じて日割りで支給することを定めるものであります。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(報酬の支給時期)。

第2条、報酬は、当月分をその月末までに支給する。

別表1中「第2条」を「第3条」に改める。

別表2中「第2条」を「第3条」に改める。

これは、条文を整理するとともに、報酬の支給時期を定めるものであります。

附則。この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(梶敏君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梶敏君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梶敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梶敏君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 6 号

○議長(梶敏君) 日程第13 議案第6号歌志内市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松井市民課長。

○市民課長(松井敬道君) ー登壇ー

議案第6号歌志内市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)の施行等に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の21ページをごらん願います。

第1条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、本条例の目的で引用しております条項に項ずれが生じるため、条文を整備するものでございます。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「市民生活課」を「市民課」に改める。

これは、生活環境影響調査報告書等の縦覧及び意見書提出の場所が旧課名となっていたことから、現在の課名に変更するものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（梶敏君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 8 号

○議長（梶敏君） 日程第14 議案第8号砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） ー登壇ー

議案第8号砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について御提案申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、歌志内市の旅券交付申請及び交付に関する事務を砂川市に委託するため、別記のとおり規約を定め、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により事務を委託することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、本年7月、北海道から旅券交付申請及び交付に関する事務の権限移譲を受け、

当該事務を砂川市に委託するに当たり、委託に関する規約を定め、事務委託に関する議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約。

第1条は、この規約の趣旨を定めるもので、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、砂川市に歌志内市民に係る旅券の交付申請及び交付に関する事務を委託するに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、委託事務の範囲を定めるもので、旅券の交付申請の受理、審査、北海道パスポートセンターへの回送、旅券の管理及び旅券の交付に関する事務を砂川市に委託するものでございます。

第3条は、管理及び執行の方法を定めるもので、委託事務の管理執行につきましては、委託先である砂川市の条例、規則、規定を適用するものでございます。

第4条は、経費の負担を定めるもので、第1項は委託事務の管理、執行に要する経費は委託者である歌志内市の負担とし、歌志内市はその年度に応じた経費を砂川市に支払うものでございます。

第2項は、経費の額及び納入時期は両市協議の上定めるものとし、砂川市はあらかじめ事務委託に要する経費の見積もりを歌志内市に送付するものでございます。

第3項は、委託事務の経費負担については、両市でその基本的な算定方法を定めるものでございます。

第5条は、委託事務の収支の分別を定めるもので、委託事務の管理、執行に係る収入及び支出については、砂川市の歳入歳出予算において分別して計上するものでございます。

第6条は、決算の場合の措置を定めるもので、砂川市の決算の要領を公表したときは、同時に委託事務の決算に関する部分を歌志内市に通知するものでございます。

第7条は、連絡会議等を定めるもので、第1項は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図る必要があるときは、連絡調整会議を開くものとするものでございます。

第2項は、連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、事務関係者との調整会議を開くことができるものでございます。

第8条は、条例等改廃の場合の措置を定めるもので、第1項は、委託事務の管理及び執行に適用される砂川市の条例等の全部、もしくは一部を改廃しようとする場合は、砂川市はあらかじめ歌志内市に通知しなければならないものとするものでございます。

第2項は、委託事務の管理及び執行に適用される砂川市の条例等の全部、もしくは一部が改廃された場合は、砂川市は直ちに当該条例等を歌志内市に通知しなければならないものとするものでございます。

第3項は、第2項の規定による条例等の改廃通知があったときは、歌志内市は直ちに条例等を住民に公表しなければならないものとするものでございます。

附則。

第1項、この規約は平成23年7月1日から施行する。

第2項、委託事務の全部もしくは一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、砂川市がこれを決算する。この場合において、決算に伴い剰余金が発生したときは、速やかに歌志内市に還付しなければならない。

以上で本文の説明を終わります。次に、定例会資料の23ページをごらんください。

上段に権限移譲後における旅券発行事務の流れ、下段左側に権限移譲に係る行政事務の流れ

を図にしておりますので御参照いただきたいと思います。

また、資料の下段右側に旅券事務に係る道内の事務委託の実績と予定を記載しております。現在、道内で旅券事務の委託を行っている地区は1カ所で、下川町が名寄市に委託をしております。来年度、空知管内では本市と上砂川町、奈井江町が砂川市に、新十津川町、浦臼町、雨竜町が滝川市に事務の委託を予定しており、23年7月から開始する予定となっております。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（梶敏君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 9 号

○議長（梶敏君） 日程第15 議案第9号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西丸消防長。

○消防長（西丸強君） ー登壇ー

議案第9号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について御提案申し上げます。

議案第9号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を別記のとおり変更することの協議について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、北海道市町村総合事務組合を組織する団体に広域紋別病院企業団が加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合の規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料24ページをごらん願います。

別表第1中「オホーツク総合振興局（23）」を「オホーツク総合振興局（24）」に改め、「網走地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加える。

別表第2第9項中「北見地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加える。

これは、北海道市町村総合事務組合に組織する団体に広域紋別病院企業団が加入したことに伴い、同組合を組織する市町村及び一部事務組合名を列記している別表第1及び別表第2の関係箇所を整備するものであります。

本文の附則に戻ります。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（梶敏君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

### 委員会提出議案第22号及び第23号

○議長（梶敏君） 日程第16 委員会提出議案第22号と日程第17 委員会提出議案第23号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長下山則義さん。

○議会運営委員会委員長（下山則義君） ー登壇ー

委員会提出議案第22号歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、次の一般選挙から議員定数が8人となることに伴い、常任委員会の設置数を一つにし、その名称、委員定数及びその所管を規定するとともに、常任委員及び議会運営委員の任期、資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数の規定等、関係条文を整備及び字句の整理をするため、歌志内議会委員会条例の一部を改正しようとするものです。

次のページの本文に参ります。

歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会委員会条例（平成3年議会条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、資料とあわせて説明いたしますので、委員会提出議案資料の1ページをごらん願います。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）。

第2条、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

行政常任委員会8人、行政全般に関する事務の調査及び議案、陳情等の審査に関する事項。

第3条第1項中「2年」を「議員の任期」に改め、ただし書きを削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条第2項中「前条第2項の規定にかかわらず、5人とする」を「議会の議決で定める」に改め、同条を第6条とする。

第8条第2項及び第3項を削り、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条から第15条までを1条ずつ繰り上げ、第16条中「第18条」を「第17条」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条中「これらの者に」を「これらの者の」に改め、同条を第17条とする。

第19条を第18条とし、第20条から第28条まで1条ずつ繰り上げ、第29条第3項中「第26条」を「第25条」に、「第27条」を「第26条」に、「第28条」を「第27条」に改め、同条を第28条とする。

第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、平成23年5月1日から施行する。

議案第22号は、以上であります。

続きまして、委員会提出議案第23号歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、会議運営の実態に即した文言に改めるため、歌志内市議会会議規則の一部を改正しようとするものです。

次の本文に参ります。

歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則。

歌志内市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、資料とあわせて説明いたしますので、委員会提出議案資料の4ページをごらん願います。

第28条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改める。

第49条中「、自己の議席番号を告げ」を削る。

本文の附則に戻ります。

附則。この規則は、公布の日から施行する。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（梶敏君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、委員会提出議案第22号歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議ないものと認めます。

したがって、委員会提出議案第22号は、原案のとおり可決されました。

これより、委員会提出議案第23号歌志内市議会規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議ないものと認めます。

したがって、委員会提出議案第23号は、原案のとおり可決されました。

#### 委員会提出議案第24号

○議長（梶敏君） 日程第18 委員会提出議案第24号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議員定数等調査特別委員会委員長谷秀紀さん。

○議員定数等調査特別委員会委員長（谷秀紀君） —登壇—

委員会提出議案第24号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案を申し上げます。

提案理由は、議長、副議長及び議員それぞれの議員報酬について、その在職期間に応じて日割りで支給するように改めるとともに、暫定的な措置として実施してきた議員期末手当の独自削減の解消及び国家公務員の期末手当及び勤勉手当に関する改定に準じ、期末手当の支給割合を改正する等のため、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて説明いたしますので、委員会提出議案資料の5ページをごらん願います。

第1条中「議員報酬」を「議員報酬の月額」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条、議員報酬は、議長、副議長及び議員がその職についたときはその日から、任期満了、辞職、失職、除名もしくは議会の解散によりその職を離れたときはその日まで日割りによって計算した額を支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その当月分の全額を支給する。

2、職務の異動により、議員報酬の額に変更を生ずる場合におけるその当月分の議員報酬は、その額が増加することになるときはその事由が生じた日から当該増加差額月額を日割りによって計算した額と従前の月額との合計額とし、その額が減少することになるときはその事由が生じた日から当該減少差額月額を日割りによって計算した額を従前の月額から差し引いた額とする。

3、第2項の規定により日割りを要するときは、その月の現日数を基礎として計算する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第3条、議員報酬は、当月分をその月末までに支給する。

第6条第1項中「解職」を「解散」に改め、同条第2項中「支給日」を「基準日」に、「100分の195」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の205」に改める。



附則第4項を削る。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（梶敏君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います  
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、委員会提出議案第24号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梶敏君） 御異議ないものと認めます。

したがって、委員会提出議案第24号は、原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

○議長（梶敏君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時37分 散会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長            梶                            敏

署名議員            谷                            秀            紀

署名議員            有            恵            洋            子